

防衛庁訓令第64号

防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令を次のように定める。

平成15年10月6日

防衛庁長官 石破 茂

防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令

改正 平成18年 3月27日庁訓第12号
平成18年 7月28日庁訓第83号
平成19年 1月 5日庁訓第 1 号
平成19年 9月20日省訓第160号
平成20年 2月14日省訓第 4 号
平成20年 3月25日省訓第 12 号
平成21年 7月29日省訓第 48 号
平成26年 7月24日省訓第 40 号
平成27年10月 1日省訓第 39 号
令和 4年 3月16日省訓第 19 号

(目的)

第1条 この訓令は、防衛省の職員が職務上作成した電磁的記録が真正なものであることを認証するための認証局システムによる電子署名について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(2) 電子署名 電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該情報が、当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

イ 当該情報について改変が行われていないかどうか

かを確認することができるものであること。

- (3) 官職署名符号 防衛省の官職又は組織に係る電子署名を行うために用いる符合をいう。
- (4) 官職署名検証符号 官職署名符号と対応する符号であって、官職又は組織に係る電子署名が当該官職署名符号により行われたものであることを確認するために用いられる符号をいう。
- (5) 官職証明書 官職署名検証符号が当該官職又は組織に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
- (6) 政府認証基盤 電子情報処理組織による申請等に関する告示（平成15年防衛庁告示第117号）第3条に規定する政府認証基盤をいう。
- (7) ブリッジ認証局 電子情報処理組織による申請等に関する告示第3条に規定するブリッジ認証局をいう。
- (8) 認証局システム 政府認証基盤におけるブリッジ認証局と相互認証を行っている政府において共用す

る認証局システムで、官職署名符号、官職署名検証符号及び官職証明書（以下「官職署名符号等」という。）の作成その他の電子署名に係る認証に関する処理を行う情報システムをいう。

(9) ICカード 官職署名符号等を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）であって、認証局システムにおいて発行されたものをいう。

(10) 部局等の長 次の表の左欄に掲げる部局等の区分に従い、同表の右欄に掲げる者をいう。

部 局 等	部局等の長
防衛省本省の内部部局	官房長又は局長
自衛隊員倫理審査会等（自衛隊員倫理審査会、防衛施設中央審議会、防衛人事審議会及び防衛調達審議会をいう。以下同じ。）	自衛隊員倫理審査会等の長
防衛省本省の施設等機関	防衛省本省の施設等機関の長
統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊	統合幕僚長

陸上自衛隊、自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部	陸上幕僚長
海上自衛隊、海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院	海上幕僚長
航空自衛隊、航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院	航空幕僚長
情報本部	情報本部長
防衛監察本部	防衛監察監
地方防衛局	地方防衛局長
防衛装備庁	防衛装備庁長官

(電子署名)

第3条 電子署名は、I Cカードを用いて行うものとする。

(I Cカードの発行等)

第4条 整備計画局長は、防衛省、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛事務次官及び防衛審議官に係る電子署名を行うために必要がある場合は、認証局システムにおいてI Cカードの発行に係る登録を行い、発行されたI Cカードを第6条第1項の規定により

指定した保管責任者に交付するものとする。

- 2 部局等の長は、当該部局等の官職又は組織に係る電子署名を行うために必要がある場合は、I Cカードの発行を整備計画局長に申請するものとする。
- 3 整備計画局長は、前項の申請があった場合には、認証局システムにおいてI Cカードの発行に係る登録を行い、発行されたI Cカードを交付するものとする。
- 4 部局等の長は、特別の事情があるものとして整備計画局長が定める場合を除くほか、同一の官職又は組織に係るI Cカードを複数申請してはならない。

(I Cカードの失効)

第5条 部局等の長は、次に掲げる場合には、遅滞なく整備計画局長にI Cカードの失効を申請しなければならない。

- (1) I Cカードの盗難、官職署名符号の漏えい等により、官職署名符号が他人に使用され得る状態となった場合又はそのおそれがある場合
- (2) I Cカードの物理的破損又は機能障害により使用

ができなくなった場合

(3) 官職証明書に記録されている事項に変更が生じた
場合

(4) ICカードを使用しなくなった場合

2 整備計画局長は、前項の申請があった場合には、直ちに当該ICカードを失効する手続を執らなければならない。

(ICカードの保管)

第6条 整備計画局長は、第4条第1項の規定により交付するICカードの保管責任者を指定するものとする。

2 部局等の長は、第4条第3項の規定により交付されたICカードの保管責任者を指定するものとする。

3 保管責任者は、ICカードを金庫その他确实なところに格納し、施錠の上、厳重に保管しなければならない。

(委任規定)

第7条 この訓令の実施に関し必要な事項は、整備計画

局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成15年10月6日から施行する。
(防衛庁における文書の形式に関する訓令の一部改正)
- 2 防衛庁における文書の形式に関する訓令(昭和38年防衛庁訓令第38号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「文書(」の次に「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を含み、」を加える。

(防衛庁文書管理規則の一部改正)

- 3 防衛庁文書管理規則(平成12年防衛庁訓令第74号)の一部を次のように改正する。

第1条中「文書」の次に「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算

機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。以下同じ)」を加える。

第10条第2項中「開封」の次に「又は受信」を、「押印」の次に「(電磁的記録は、当該記録を出力したものに押印する。)」を加える。

第23条中「付与した文書」の次に「(電磁的記録を除く。この項において同じ。)」を加え、「において公印及び契印を押して」を「又は公印の保管に関する事務を所掌する課(前条第1項に規定する文書は、文書課)において公印及び契印の押印して」に、「を押すこと」を「の押印」に改め、同条に次の1項を加える。

- (2) 前条の規定により発簡番号を付与した電磁的記録は、当該機関文書管理総括課において、又はICカードの保管責任者(防衛庁における電子署名に関する訓令(防衛庁訓令第64号)第8条第1項の規定により指定された者をいう。)が電子署名を行い(前条第1項に規定する電磁的記録は、文書課にお

いて電子署名を行う。)、送信又は防衛庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

附 則（平成19年庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

（官職署名符号等に関する経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、防衛庁における電子署名に関する訓令に基づき現に作成され、ICカードに記録されている官職署名符号等については、官職又は組織の名称として使用されている防衛庁若しくは防衛庁長官又はこれらに対応するもの（次項において「防衛庁等」という。）を、当分の間、防衛省若しくは防衛大臣又はこれらに対応するもの（次項において「防衛省等」という。）と読み替えて使用するものとする。
- 3 この訓令の施行の後、防衛省における電子署名に関する訓令に基づき新たに作成し、ICカードに記録する官職署名符号等については、当分の間、官職又は組

織の名称として、防衛庁等を使用することができるものとする。この場合において、防衛庁等とあるのは、防衛省等と読み替えるものとする。

附 則（平成 20 年省訓第 4 号）

- 1 この訓令は、平成 20 年 2 月 14 日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に防衛省に置かれる従前の認証局システムより発行された官職署名符号等については、この訓令の規定にかかわらず、運用企画局長が別に定めるまでの間、従前のおり使用することができる。
- 3 運用企画局長が別に定めるまでの間、防衛省に置かれる従前の認証局システムより官職署名符号等の発行若しくは失効又は I C カードの再交付をする場合には、従前の例による。

附 則（平成 20 年省訓第 12 号）（抄）

- 1 この訓令は、平成 20 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 21 年省訓第 48 号）

この訓令は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年省訓第 40 号）

この訓令は、平成26年7月25日から施行する。

附 則（平成27年省訓第39号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和4年省訓第19号）

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。